害で苦しんでいる。

北 原

被害状況が報告され

ホテルもあるが、

多くが風評被

た。直接の被害を受けた旅館・

に一括して送らせていただき、 九州ブロックの井上ブロック長

州で大きな地震が起き

う。就任2年目を迎える北原茂樹会長(京都市・旅館こうろ)に 泊撲滅大会」として、違法な民泊の撲滅を強くアピールするとい

民泊に対する取り組み、先に発生した「熊本地震」への対応を含

今年度の組織の運営方針を聞いた。

(聞き手=本社・森田淳)

及に伴い急増しているが、その多くが旅館業法上の営業許可を取

が6月8日、東京の京王プラザホテルで開かれる。 マンションや 一軒家に観光客らを有料で泊める「民泊」がインターネットの普

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(全旅連)の全国大会

災者の受け入れをしっかり行っ想される。われわれとしては被

なく、不動産賃貸業と捉えたい内閣府は、民泊を宿泊業では

館・ホテル業界は危惧している。全旅連は今年の大会を「不法民らない違法営業で、宿泊客や地域住民の安心・安全を脅かすと旅

W.

經

濟

全旅連会長

懸命やっている。

方に対して陳情をし、

これを何としても勝ち取りたい

今はその方向の動きを一

しか協定が交わされていない

47都道府県のうち、

半分ぐら

ば補助率が上がるのだが、現在、 に準じた災害時の協定を交わせ 組合が防災協定、

あるいはそれ

指定都市でできあがった。

各県と県の旅館ホテル

(3)

のが風評被害だ。国内のお客さくないと聞いているが、問題なハード面の被害はそんなに多 ルに対して、緊急セルが相次いでは ている。 出ると、お客さまの足がピタリうだったが、渡航自粛の通達が と止まってしまう。多くのキャ れている。東北の震災の時もそ まはもちろん、九州は韓国、中 という旅館の話を聞いている。 復旧までに時間がかかっている や温泉のパイプにひびが入り、 聞いている。 再開までに相当時間がかかると 没した青年部員の旅館があり、 ンセルが発生し、非常に心配し バウンドのお客さまが多く来ら 風評被害対策として、 台湾、香港あたりからイン 、緊急融資枠をしっいでいる旅館・ホテ 南阿蘇では土砂に埋 ほかにも部屋の壁 キャン る。有志の方からの義援金は日を相談してほしいと言っていブロックの中でどう分配するか

はないかと思う。

井上ブロック長が佐賀 被災者の受け入れにつ

とか、新法をつくるとか、民泊な形態を旅館業法の中に設ける

やかな届け出制にするとか、

に限り従来の営業許可制より緩

って勘弁してもらいたい。われ言われても、それははっきり言

われにもプライドがある。

ろいろな意見がある。

もう一つ提案として、

民泊の

で宿泊客が亡くなるなど、事故民泊でも、例えばお風呂の中

先生方にも話をしたが、

りだという意見が大半だ。

われ

賠償請求をされるだろう。 の可能性がある。遺族は当然、

保険

る程度まとまった額になるので 本旅館協会でも募っており、

方向性を打ち出し、

政府に対し

府は考えている。

今の民泊営業はほと

ばい

いのではないか。

われわれでもよいのではと内閣

て答申することになっている。

会議では民泊営業という新た

うルールを守っていない。そのんどが無許可で、旅館業法とい

ような人々と手を組みなさいと

望をしている。今、まさにビジせめて半年などとさまざまな要

ネスの条件闘争下にある。

Airbnb (エアビーアン

30日では採算ベースに合わず

不動産業界からすれば、年間

あ

6月までに短期的、長期的な

ロックの中でどう分配するか

館ホテル組合から一定額を募る とともに、有志で送りたいとい かり作ってほしいと日本政策金 企業庁にも陳情に行っている。 融公庫、商工中金にお願いをし また義援金について、各県旅 いる。自民党本部や観光産業 生活衛生議員連 問)と協力して窓口となり、 被災者受け入れを行っている。 潟県中越地震の時は22万 は延べ人数で525万人泊、 り、これを受けて全旅連も熊本 知事宛てに、 県旅組の小原理事長(全旅連顧 からないが、東日本大震災の時 行ったところだ 「けったところだ。 てに、受け入れへの協力要請を を除く九州6県の旅組理事長宛 内だけでは足りなくなるので協 日に熊本県知事から九州各県の りまとめを行って 力してほしいと要請が出てお どのぐらい 受け入れ場所が県 の規模になるか分 いる。4月23

坂興議員連盟、

厚生労働省、

今回もこれだけ大きな規模の %ではない。%ではない。 最高7千万円の補償が付いたも まるが、10室未満のところだと もりだが、加入率はまだ100いたい。相当運動はしているつ 館賠償責任保険に加入してもら われ旅館ホテル組合員全てが旅 方にもわれわれと同じ努力をし てもらう意味においても、 保険料は施設の規模により決

ので数千円ぐら

八には全旅連の口座に振り込

いる。

地震だから、避難の長期化も予

で入っていないところはこれを同じ考え方だ。われわれ組合員 かない 機に入ってもらい、その代わり 民泊事業者にも必ず入ってもら じるのか。 にも加入せずに、どう請求に応 自動車にかかる自賠責保険と やはり保険に入るし ていく。

正して、

ある。

5年以内に工事を完了したもの 上げること。国交省住宅局には 震改修にかかる費用の補助率を 年末に迎えた。今後の課題は 診断と診断結果の報告期限を昨 がせた耐震問題について。 ているのは、旅館・ホテルの耐 旅館・ホテル業界を揺る 行政にお願い

ころに回り、説明をして、この方が一生懸命、地方の首長のと補助制度そのものは住宅局の 保険の証券を必ず提示しなけれが、事業を役所に届ける際には届け出制になるか分からない ばならないなどのルールが必要 についてもお願いをしている。 4月にはほぼ全都道府県、政令 に対する固定資産税の一括償却 今後、民泊が許可制になるか われわれもこれを機に襟を 4方にも話をしたが、その通自民党の観光立国調査会の 保険の加入促進に努め

となり受ける

へれを行うという協

補助率

台員旅館・ホテルが一時避難先

耐震改修は補助率上げに陳情 小規模施設活性化へ新委員会

だが、それで付髪りドゥーけでいいという協定を結んだの

のか。

北 原

長野県でペンション

を使わなくてもロビー

-を使うだ

のアップがOKになった。公共 定書を交わしたところ、

交通機関が回復するまで、客室

準々拠点ぐらいの施設と捉えて災拠点となるのが難しくても、

粤へこごき、5月12日に第1回員長に、各県組合から委員を推

を経営されている稲池理事を委

そのように旅館・ホテルが防

補助も適用してほしいと言って

の会合を開いたところだ。

耐震工事に関わる行政からの

請してほしいと言っている。決に、それぞれの知事に対して要てほしいと、各県組合の理事長 予も要望しているようだが。 北 原

費用の補助は3年間延長になっ 今後も運動をしていく。 た。 これを引き続き延長して、 算措置を講じてもらうように 耐震診断の結果公表の猶 できるだけ猶予をし

を対象に、各地で研修会を開催

小規模でも生き残れるよ

10室以下ぐらいの規模の施設

まず、これが最重要課題だ。

にどう情報を流していくのか。

工環境の整っていない施設

対策も含まれるし、国内のお客その中にはインバウンドへの うな道を模索したい

(5面に続く)

るのだが、旅館ではちょっと要議を作って細かい議論をしていまざまな考えがあり、有識者会か慎重だ。協定ということにさ 難者』のお客さまに対して、の宿泊施設に戻れない『帰宅 件を満たさないと言う自治体が るのだが、各県の首長はなかな やりますという姿勢を示してい は被災者の受け入れをしっかりいざとなった時に、われわれ 京都市では、観光地から自分 "帰宅困 国交省もそのようにホー 震の建物でも、 震度6ぐらいで い。よほど日ごろのメンテナンるようなことはしないでほし 値の一番低い部分だけを公表す でも与えてほしいということ スを行っていない施設は別だ く、資金を準備する時間を少. は簡単に崩壊することはない。 公表の方法についても、 Is値が0・6未満の旧耐

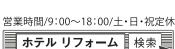
仕方をしてほしい もしっかり分かるような公表の ジでうたっている。 そのようなことが一般の方に

た。どのようなことを議論する 新しい委員会を立ち上げ

MISAWA お客様に選ばれる宿空間へ ミサワホームのデザインリフォーム 美しい宿、お客様の記憶に残るリフォームのご提案をいたします。

外国からのお客様のニーズを考慮したリフォームの実績も多数ございます。

下記連絡先までお問い合わせください。





ホテルききょう様

論している。 踏まえて、われわれ構成員で議 自民党観光立国調査会の意見も ており、内閣府の規制改革会議、 り方に関する検討会」が開かれ の状況をうかがいたい。 共催の「『民泊サービス』のあ 体などに引き続きお願いする。 被害を受けている旅館・ホテル ていきたい。同時に、風評などの への経営支援を、国や地方に 厚生労働省と観光庁 问題について、 現在 営している、運営のプロであるしているが、旅館・ホテルを経管理者は不動産業者などを想定 要望していることだ。民泊施設 理に当たらせたいとしている。 これは不動産賃貸の業界団体も 負い込むのは無理があるからトラブルへの対処など全てを背 泊業ではないという考えだ。 ようだ。住宅の全部や一部をあ を作り、責任をもって民泊の管 くまで一時的に利用するから宿 と、民泊施設管理者の登録制度 そして物件を所有する個人が の不動産業者の方であるなら、理者が行政手続きに慣れたプロ 20日以内でいいでしょうとわれ 間の制限をしてほしいと、年間るとおっしゃるならば、営業期 宿泊サービスと定義しながら、民泊を個人の住宅を活用した と営業をするならば、 旅館業法ではなく新法で管轄す しかも管 民泊施設を貸し出すホスト われわれが要求しているのー)などのマッチングサイ

これはやはり最低限、旅館業法 上の簡易宿所の営業許可を取れ いう。

要求したが、やはりそれはでき 載さ |ではっきり|示してほしいと| |取っているかどうか、サイ れている民泊施設が営業許 ビー社に対し、 サイトに掲

京都市が調査をしたところないと回答があったという。 ことでエアビーに圧力をかける ように協力を求める。そうする

ている。ただ、いずれもできなのを見合わせてほしいとも言っいのならば、サイトに掲載する

京都市会の経済総務委員会は

の情報をオープンにしてほしい 、日本の法律に従っていないうこと。そして施設が無許 利用するゲスト。この両方 月リ

・ホテル、

る施設に対して許可番号が付 ってもらう。 設以外は無許可であると周知で パンフレットなどにも記載する たステッカー こと。ここに掲載されている施 営業許可を取ってご 。許可番号を旅館の一を作り、店頭に貼 ジで公表する

るならば、われわれに課も若干でも低い基準でい 保されるべきだ。 いただくことも考えていただき ている今の規制も、若干緩めてるならば、われわれに課せられ も最低限の安全や衛生基準は担 しなければいけないが、 民泊で 分からない」という。こ「どこに文句を言えばい ある。 けど、誰が騒いでいるのかし か、特定できない件数がかなりどこの誰が民泊を行っているの 行っても、 近所の方も マンションなどの現場に 表札も何も出て 「何かうるさ

国大会特集

3~5面

ーのようなものを作り、貼って民泊施設です」というステッカイトが世界の人に紹介している わけがない。 せめて「ここは当社の仲介サ

それもで

きないという。 内で営業許可を取っている旅 ほしいと言うのだが、 京都市が考えているのは、 簡易宿所の名前と

び話しておられる。菅官房長官 慮をしてやってほし と言っている。 もわれわれ業界の意向をくん 努力を無にしないように十分配 われわれもある程度の妥協は うまく話をまとめてほしい いとたびた

いる。 テルとしては、 ってきたわれわれは何だったの 和しなければならないと考えて せるには、さまざまな規制を緩 い。後出し組だけがいい思いをてきた規制は何なのかと言いた てきた、安全や衛生面につい 定の水準をキープするための 安倍首相は、 。後出し組だけが ということになる。 今まで一生懸命規制を守 われわ われ 今まで課せられ

。これでい

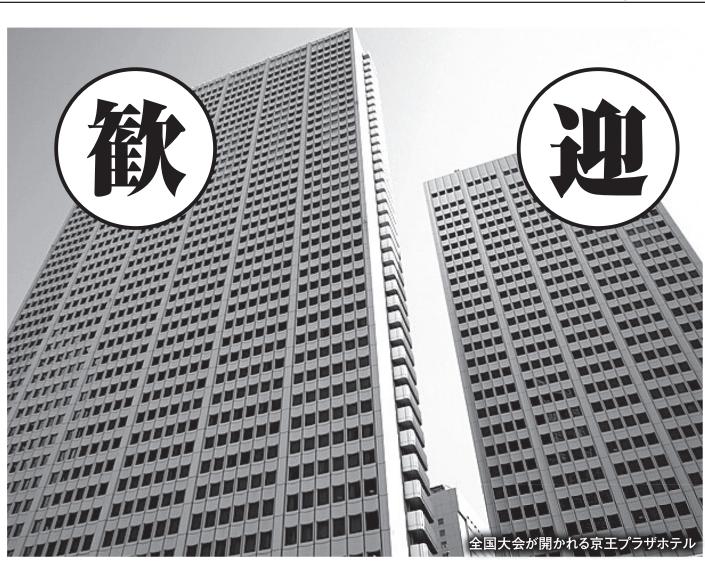
政府としては、民泊を普及さというのだ。

第44回 いしかわインテリアデザー

質産価値を高める ミサワホームイング

0120-734-330

第3種郵便物認可



第94回

平成28年6月8日(水)大会 京王プラザホテル

- ●受付開始12:00~ ●記念式典13:00~ 本館5階コンコードボールルーム
- ●無許可宿泊施設撲滅総決起大会15:00~ 南館5階エミネンスホール
- ●大懇親会18:00~ 本館5階コンコードボールルーム

まではごく一部のみで実施されていた宿泊形態なまっていることも事実です。さらに、民泊といるしかし、このインバウンドの恩恵は特定の地域

域に留

りました。今後さらに訪日外国人客数は増えること

45年ぶりに出国日本人数を上回る状況とな

4万人

る東京において開催される運びとなりました。

活況を呈

してい

●展示会12:00~ 本館4階展示フロア

題となっています。

大きな問

会し、

が、イ うこれ

平成28年6月7日(火)通常総会・前夜祭 明治記念館

G-CHE & TOKYO

事にたいへんな危機感を覚えます。

·消防法の見直し等による安全強化が既存の我々業一方では耐震改修促進法による建築基準法の改正

より、どんどん軽視され消費者の安全を脅かせ旅館業法が規制緩和や適用除外の範囲の拡大・国の施策として、我々宿泊事業者の根拠法に

ている

などに である

よう、



ピックが開催されます。 な条件の中、 会いして語り合いましょう。 えた地域、耐震問題で苦労しているお店などいろいろドで潤っている地域、新幹線の開通によりお客様が増 -、頑張っているお店の皆様、全国大会でお耐震問題で苦労しているお店などいろいろ

移転します。各地域再開発により新しい姿を見せ始ていきますが、東京中央卸売場も今秋には築地からがれます。東京は今年からオリンピック一色に変わっ都市の旗がリオの市長から舛添東京都知事に引き継 8月21日の閉会式では ラリン 開催

今回は32年ぶり我々東京の組合連で、東京都の組合は、その補助で5年ごとに東京で開催されてい

生活衛生同業組合東京都ホテル旅館

理事長

齊藤 源久

を馳せ、希望のある大会にしていきたいと思います。 結ばれるようになりました。神宮外苑の国立競技場、 中央環状線を経由することにより、羽田まで20分でめています。会場の京王プラザホテルも昨年完成した 化を感じられる大会及び懇親会を企画しておりま ります。 晴海の選手村、湾岸地域の会場など工事が進んでお 東京の文化・風俗も日々変化しております。その変 4年後のオリンピック・パラリンピックに夢

バウン

す。皆様の期待以上の大会にすべく努力しますので、 なった新宿で、東京のメンバーがお待ちしておりま かになっており、インバウンドのお客様の方が邦人よ東京の街、特に新宿は、街を行く人たちが国際色豊 りも多いという時代になっております。 国際色豊かに

せ、希望ある大会に

同 業 組 合 連 合 会全国旅館ホテル生活衛生

北原 茂樹

諸問題に対応を

全国の組合員の皆様におかれましては、ますますご

た政府の政策は法の精神を歪めているとしか思えませ界に重くのしかかってきています。この一貫性を欠い

宿やペンションが輝けるような施策について検討してさせるとともに、地方の小さな旅館やホテル、また民 いく所存です。 本年は、これらに対抗するため陳情活動を活発化

向上然り、受動喫煙防止対策の強化もまた然りで題は山積しております。サービス業における生産性のそのほかにも、まだまだ業界を取り巻く問題や課

着々と受け入れの準備を進めております。本大会への 組合員の皆様お揃いで本大会にご参加いただきます 団結力を示すことは誠に意義のあるものです。是非、 し、総力を結集して業界の諸問題について検討し、このような時期に全国の旅館ホテル事業者が一堂に 地元東京都ホテル旅館組合では、大会開催に向け、 お願い申し上げます。

全旅連保険は

「万一の場合に宿泊・利用客に 対して十分な補償をすると共に、 旅館・ホテルの経済的な負担の 軽減に寄与する」ことを目的と しています

保険のご相談は

全旅連保険相談室 0120-087-484 (平日09:00~17:00)で承ります

事故のお受付は

0120-119-228 上日動安心110番 (24時間365日)で承ります

全旅連保険代理店

全旅連事業サービス株式会社

東京都千代田区平河町2-5-5 T102-0093 TEL 03-3263-4429 FAX 03-3263-0220

日本旅館協会も

については。

北 原

今期はインバウンド

が漸減している。

インバウンド対象のホテルもど んどんできるだろう。全日本シ

東京オリンピックに向けて、

全旅連の全国の組合員数

る。

しなければならないと思っていも組合に加入してもらう運動を

また簡易宿所は東京 入を訴えていきたい。

うメリットも強調

の組合があるのだが

はほぼなくなって

ウンドの絡み

らない方式ができればいい。

な問題だと考えている。 な問題だと考えている。

ほかに旅館協会との連携

ムページを

関連で互いに3人ずつぐらい

協議をしようと考

どになった。

北 原

現在、

1万5千軒ほ

(5)彰するもの。 (熊本県)が受賞。表彰温泉観光旅館協同組合 ど全ての人に優しい配慮 加、主催する、高齢者なや旅館ホテル組合が参 京の全国旅館会館で第19全旅連は5月13日、東 選考委員会を開き、 国大会(東京都)の席上 の厚生労働大臣賞は阿蘇 沢めた (別表) 社社長賞」などの各賞を つくり賞」 (委員長=橋本俊哉・立 今回は全国から22件が 賞は地域の旅館ホテル 「人に優しい地域の宿 「観光経済新聞 (観光経済新 。最高賞 の第2回

第19回「人に優しい地域の宿づくり賞」 全旅連会長賞は鹿児島県青年部 本社社長賞など22件が決ま

り組みを実施。飲食店の人に優しい泊食分離の取 飲食店を巻き込んだ外国旅館協同組合は、地域の を得ているという。 国から千 ち入ることができない魚 県ホテル旅館生活衛生同 チケットを販売。 か、飲み歩きが楽しめる 市場を見学するツアーを 業組合青年部は、通常立 舗マップを作成したほ 全旅連会長賞の鹿児島 大臣賞の阿蘇温泉観光 大臣賞には賞金30 外国人観光客らに 外客誘致に貢献す 選考委員会から高 これまでに16力 人を超える参加 地域活

第19回「人に優しい地域の宿づくり賞」受賞者

厚生労働大臣賞

阿蘇温泉観光旅館協同組合「外国人に優しい街つくりFlat 内牧(うちのまき)

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長賞

鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合青年部 事業委員会 かごしま魚市場ツアー 実行委員会「鹿児島らしさ生かした、地域のホテルで協働した『かごしま魚市場 ツアー』事業」<鹿児島県>

選考委員会賞

静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合 ホテル旅館グローバル安全安心利用推進事 業ワーキンググループ「ムスリム宿泊客おもてなしマニュアル作成」<静岡県>

観光経済新聞社社長賞

栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合青年部「青年部員数増進のための活動」 <栃木県>

|リクルートライフスタイル「じゃらん」賞

南三陸ホテル観洋「『震災を風化させないための語り部バス』を中心とした地域 経済の活性化、震災復興の取り組み」〈宮城県〉

楽天トラベル賞

月岡温泉 摩周「地元出身の抒情画家・詩人『蕗谷虹児(ふきやこうじ)』の描いた 浴衣を復刻 貸浴衣で温泉街再興プロジェクト」<新潟県>

全旅連シルバースター部会長賞

風雅の宿 長生館「アンチエイジングの宿創り」<新潟県>

優秀賞

湯村温泉旅館協同組合<山梨県> 土肥温泉旅館協同組合<静岡県> 愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合<愛媛県> 古湯温泉旅館組合青年部<佐賀県>

努力賞

鈴の宿 登府屋旅館<山形県> 伊香保温泉旅館協同組合<群馬県> 三津旅館組合〈静岡県〉 伊豆長岡温泉旅館協同組合<静岡県> 飛騨高山民宿協同組合<岐阜県> 琵琶湖ホテル<滋賀県> 道後温泉旅館協同組合<愛媛県> 土佐遊湯連<高知県> 全旅連青年部四国ブロック<四国ブロック>

別府市旅館ホテル組合連合会<大分県>

W. W. 気にはいかないが、将来はわれ客室販売の仕組みを作った。一持ち、オープン・ウェブという メタサーチ機能を持たせたサイお客さまが一目で見比べられる 空室情報を掲載するなど大幅に 自館独自の宿泊プランや、ことも考えられるのではないか。 われのシステムと一本化するこ ど日本」というホー

Aに掲載されているプランを

き下げについても、われわれも産性の向上やカード手数料の引

ド手数料の

旅館協会が取り組んでいる生

も大手のチェーンホテルがいくせていただいたのだが、ほかにこのほど、東横インと提携さ

あるが、全旅連の政治力という会とバッティングするところもティホテル連盟や日本ホテル協

ものをご理解いただき、またN

ている施設もわれわ

ろうという人も 新たに簡易宿所の営

くるだろ

ほどの民泊の話にも



会議員に民泊 問題強く訴え

もあるが、われわれのは、非常にありがたく 会を与えてくれたこ させていただいた。 せてもらい、 目民党が主催する会 耐震、民泊問題な 業界の

あっとい の意見を発表
な議に参加さ こういう機 というない部分 というでいる。 こういう機

ていただける大会にしたい。ソもあるようだ。大勢の方に来いている。楽しいアトラクショ

7千軒から8千 、れるようにして、

年度を振り返ると。

事長らと顔を合

と銘打つというが、

喫煙スペースからの

煙や二オイの漏れを

防止する方法はあるの?

全旅連会長

お客様の 満足度を向上させる

| 『分煙』環境づくりを考えてみませんか?

分煙することでどんな

メリットがあるの?

JTでは、旅館・ホテル業や飲食業を営む皆様が分煙環境を整備する際、 その方法についてアドバイス等をさせていただく

「分煙コンサルティング活動」を無償で行っています。

分煙環境に関するご相談件数は、2004年の活動開始以降、 10.000件以上にのぼります。ご相談いただく内容は様々で、 具体的なコンサルティングのご相談も含め、多岐にわたります。

ホテル・旅館において分煙環境の整備を行った事例



ロビーに分煙機のみを設置し ていましたが、吸わない方への 配慮から煙が漏れないように 個室化。室内にはベンチも設置



会議室利用者の快適性向上の ため、同フロアに喫煙室を設置。 外に煙が漏れないよう、十分な 排気風量と適切な給気口を設 置しました。

分煙したいが、 どんな設備を導入したら いいかわからない



たばこに関する 法律や自治体条例等の 動向を知りたい

飲食店舗においては、店内の喫煙環境を事前にお知らせする店頭表示も有効です。

事前に店内の喫煙環境をお知らせすることは、いますぐに行える分煙の取り組みです。 お店の入口にステッカーを貼るだけですので、費用をかけることなく手軽に取り組むことができます。

簡単につくれる 「店頭表示ステッカー」

喫煙環境を告知・表示する「店頭表示ステッカー」を、下記WEBサイトで簡単につくることができます。 表示に従うだけでオリジナルのステッカーが完成します。ぜひご活用ください。 ※一部地域では、店頭表示の様式が条例等により定められています。その場合には定められた様式に従って下さい。 「分煙.com」のWEBサイトはコチラ >>> http://www.bun-en.com/



その他、JTではたばこに関する様々なご質問・ご相談をお受けしておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

【分煙に関するご相談・お問い合わせはこちら】 日本たばこ産業株式会社 お客様相談センター 電話 03-5572-3336 WEB www.bun-en.com/consul/

